

保健・福祉・介護サービス等の概要一覧
 保健福祉課：高齢者福祉係・障がい者福祉係・健康推進係・介護保険係・包括支援係
 ※連絡先 64-2111

令和6年4月1日現在

【1. 生活支援事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申込先	利用負担等
①移送サービス	通常の乗用車では移動が困難な寝たきり高齢者等	通院・入退院・機能回復訓練等のための通所送迎 (週一回町内に限る)	八雲社協	無料
②除雪費助成金交付事業	○概ね65歳以上で、身体が虚弱であるために除雪が困難で、協力者の確保ができない方 ○障がいにより除雪が困難で、協力者の確保ができない方	○積雪が15cm以上となった場合に、自宅玄関から直近の公道までの通路(幅1m程度)の確保 ○町が指定する事業者が実施した除雪費用の一部を助成する ※実態調査を行い決定	高齢者福祉係 落部支所	除雪費用・回数 1回(30分) 1,600円 1日2回を限度 ●助成率 生保世帯 3/4,1回(400円) その他の世帯 1/2,1回(800円)
③訪問サービス	65歳以上の独り暮らし高齢者、日常生活に支障をきたす恐れのある方等	生活指導員(ホームヘルパー)が、訪問・声かけをし安否確認を行う	高齢者福祉係	無料
④緊急通報電話機貸与	概ね65歳以上の病弱な一人暮らし高齢者等で、健康状態・身体状況又は日常生活動作に不安のある者等	緊急通報電話機を設置し、自宅と消防本部及び社会福祉協議会を救護ネットワークで結び、急病・災害等の事態に迅速な救援体制をとる	八雲社協	
⑤福祉タクシー助成	町民税非課税世帯で下記に該当する方 ○75歳以上の方 ○身体障害者手帳を所持されている下肢・体幹・視覚・内部障害1~3級 ○療育手帳を所持されているA判定の方 ○精神障害者保健福祉手帳1,2級を所持している方	年間12,000円以内のタクシー助成券を交付 施設入所者(特養、老健を除く)は下記の半分の金額 4月~6月申請 12,000円 7~9月申請 9,000円 10~12月申請 6,000円 1~3月申請 3,000円	高齢者福祉係 住民生活課社会係 落部支所	
⑥冬期福祉手当給付	在宅生活者で、町民税非課税世帯に属する下記に該当する方のいる世帯(生活保護世帯除く) ○満75歳以上の高齢者のみの世帯	年額10,000円を給付	高齢者福祉係 住民生活課社会係 落部支所	

	<p>○以下に該当する方 いる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者 ・療育手帳 A 所持者 ・身体障害者手帳 1,2 級所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 <p>○ひとり親世帯(18 歳まで)</p> <p>○特定疾患医療受給者世帯(国指定)</p>			
⑦やくも安心キット配布事業(救急医療情報キット)	<p>○65 歳以上の方のみの世帯</p> <p>○障がいのある方のみの世帯</p> <p>○65 歳以上の方と障がいのある方のみの世帯</p> <p>○健康に不安を抱えている方(同居家族はいるが日中は一人になる方など)</p>	<p>安全・安心を守る取り組みとして、迅速な救急活動を補助するため、氏名・持病・連絡先等を入れた容器「やくも安心キット」を冷蔵庫に保管し、消防との協力でその情報を救急医療に生かします。町内会等の団体(民生委員含む)が、キットの代理申請を行い、責任を持って対象者に配布及び設置する場合は、代理申請を認めます。</p>	<p>高齢者福祉係 住民生活課社会係</p>	<p>無料</p>
⑧高齢者等入浴料助成事業	<p>○65 歳以上の方</p> <p>○身体障害者手帳所持者</p> <p>○療育手帳所持者</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳所持者</p>	<p>年度当たり 24 枚(1 ヶ月当たり 2 枚)の利用券を交付(交付する月により 24~2 枚)</p> <p>○利用施設</p> <p>①銀婚湯 ②清龍園 ③遊楽亭 ④おぼこ荘 ⑤ひらたない荘 ⑥見一温泉 ⑦和の湯</p> <p>○助成金額 1 枚あたり 200 円</p>	<p>高齢者福祉係 住民生活課社会係 落部支所</p>	
⑨寝たきり老人等紙おむつ利用券給付	<p>在宅生活者で要介護 4 又は 5 に相当する常時おむつを使用している概ね 65 歳以上の高齢者</p> <p>※町民税非課税世帯に限る</p>	<p>月額 5,000 円の利用券を給付 (利用は町内の販売店に限る)</p>	<p>高齢者福祉係 落部支所</p>	

⑩生きがいデイサービス	要介護認定にならない、社会適応が困難な独り暮らし高齢者及び身体障がい者 ※機械浴は、ヘルパー等を利用して在宅での入浴が困難な重度の障害者に限る。	デイサービスを利用して日常生活動作の維持・回復を図り、在宅生活が継続できるよう支援します。 ○内容 一般利用（3時間未満と3時間以上）・機械浴利用	高齢者福祉係 障がい者福祉係	○一般利用 要介護認定者（要介護1）と同額 ○機械浴利用 要介護認定者（要介護5）と同額
-------------	---	--	-------------------	---

【2. 介護予防事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申し込み先	利用負担等
①高齢者スポーツ施設共通利用助成事業	○対象者 当該年度内に65歳以上となる者 ○購入窓口 建設課、産業課、噴火湾パノラマパークパノラマ館 八雲町温水プール 八雲町営スキー場	町内のスポーツ施設を年間を通して利用することのできる「八雲町スポーツ施設共通利用券」を11,000円で発行し、申請者が主に利用する施設の利用料との差額を助成する ○利用できる施設 ・パークゴルフ場（パノラマパーク、遊楽部公園、くまいし）・八雲町温水プール・町営スキー場	※問い合わせは左記購入窓口 高齢者福祉係	11,000円

【3. 地域支援事業：介護予防・生活支援サービス事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申し込み先	利用負担等
①第1号訪問事業（訪問型サービス）	65歳以上で要支援1・2の方、又は「基本チェックリスト」による総合事業対象者	ホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつなどの身体介護や生活援助などを行います。	介護保険係 包括支援係	サービス内容及び介護保険負担割合証に応じた額
②第1号通所事業（通所型サービス）	65歳以上で要支援1・2の方、又は「基本チェックリスト」による総合事業対象者	デイサービスセンターで、生活機能を向上させるため機能訓練や送迎・入浴などを行います	介護保険係 包括支援係	サービス内容及び介護保険負担割合証に応じた額
③給食サービス	65歳以上で要支援1・2の方、又は「基本チェックリスト」による総合事業対象者で栄養改善や見守りが必要な方	八雲：週2回以内（月・水・木・金）に夕食を宅配	包括支援係 介護保険係	1食：500円
④第3号訪問事業（訪問型サービスC）	65歳以上で要支援1・2の方、又は「基本チェックリスト」による総合事業対象者 特に訪問による介護予防の取り組みが必要な方	リハビリ専門職が、居宅を訪問し、身の周りのことや家事など生活維持に必要な作業（生活行為）の維持、向上を図られるよう指導、助言を行う。（概ね3カ月～6カ月で実施する）	包括支援係	無料

【4. 地域支援事業：一般介護予防事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申し込み先	利用負担等
①いきいきカレッジ	中・高齢者	高齢者の多様な生活課題を主体的に解決していくために必要な知識や教養を身につけるとともに、体力を培い健康で明るく生き生きとした人生を送ることを目的に、年3回、学習会、講演会などを開催	高齢者福祉係	無料
②ふれあい農園	町内に住所を有する65歳以上の高齢者	高齢者の生きがいつくり及び健康増進のため、福祉村内の農園を無償で貸付する（1区画50㎡）	高齢者福祉係	無料
③シルバーオリンピック	町内の老人クラブ会員及び高齢者の学習組織に加入している60歳以上の方	健康づくりの意識向上と体力の維持を図るとともに、参加者相互の親睦と交流を深める。年1回10月に開催。	高齢者福祉係	保険料
④地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者で生活機能の維持、向上が必要な方 ・介護予防に関する取組を実施している団体等 ・介護サービス事業所に従事する介護職員等 	リハビリテーション専門職が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言するほか、介護予防の取組を機能強化するため、通いの場や介護職への支援を実施する	包括支援係	無料

【5. 地域支援事業（任意事業）】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申し込み先	利用負担等
①給食サービス	概ね65歳以上の、食事を作るのに困難な独り暮らし高齢者及びそれに準ずる方	週2回以内（月・水・木・金）夕食を宅配	介護保険係 包括支援係	1食：500円
②家族介護慰労金給付	要介護4又は5に相当する高齢者であって、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を現に介護している家族 ※町民税非課税世帯に限る	年1回10,000円を支給	介護保険係	
③成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある認知症高齢者	審判請求申立に係る費用、後見人等の報酬の全額または一部を助成する。	包括支援係	申立費用は徴収する場合あり

④介護マーク入り名札配布事業	認知症や障がいにより介護を要する方を、現に介護する者、ボランティアを行なっている方、サービス事業者	介護マーク入り名札を配布	包括支援係	無料
⑤SOS ネットワーク事業	認知症や障がいにより行方不明となる可能性のある高齢者や障がい者	行方不明になる可能性のある方を事前に登録し、行方不明になった際に、協力関係機関の協力を得て情報を共有してもらう。	包括支援係	
⑥認知症サポーターの養成講座	一般市民	認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成する	包括支援係	

【6. 地域支援事業（包括的支援事業）】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申し込み先	利用負担等
①認知症カフェ	一般市民(主に認知症や物忘れをかかえる方とその家族)	八雲地域 毎月第3月曜 ラフモ 10:00~11:00 レクリエーションや茶話会の提供	包括支援係	参加は無料だが、飲食料は別途かかる
②認知症初期集中支援推進事業	原則として、40歳以上の方であり、在宅生活をされている方で、 ○認知症臨床診断を受けていない方 ○継続的な医療サービスを受けていない方 ○適切な介護サービスに結びついていない方 ○介護サービスが中断している方 ○認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方	認知症の人や、その家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行う。(支援期間は概ね6ヶ月)	包括支援係 住民福祉係	無料

【7. 障害者総合支援法 地域生活支援事業（市町村事業）】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申し込み先	利用負担等
①障がい者相談支援事業 (八雲町障がい者基幹相談支援センター)	障がい者(児)、家族、支援者など	相談、情報提供、権利擁護のための援助(障がい者が地域で生活するための制度や、就労に向けた支援のための情報提供)など	障がい者福祉係	無料
②意思疎通支援事業	聴覚、言語、機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)	手話通訳者の派遣	障がい者福祉係	無料
③日常生活用具給付等事業	○障がい者(児) ○難病患者	日常生活用具を給付(貸与) ※対象用具の指定あり	障がい者福祉係	所得により一部・全額負担あり
④移動支援事業 (個別移動支援)	○身体障害者手帳(下肢機能障害1～2級、体幹機能障害1～3級、視覚障害1～2級)所持者 ○療育手帳所持者 ○精神障害者保健福祉手帳(1～2級)所持者 ○指定難病患者	障がい者の外出にヘルパーが付き添い支援(身体介護、危険回避、手続き支援等) ※年間に30時間を上限	障がい者福祉係	1割負担。ただし、町民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料
⑤移動支援事業 (重度障がい児通学費助成)	○身体障害者手帳(下肢機能障害1～2級、体幹機能障害1～3級、視覚障害1～2級)を所持している児童 ○療育手帳(A判定)を所持している児童 ○精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持している児童	自宅～学校、学校～学童保育所、学校～放課後デイ事業所の移動に利用したタクシー代の一部を助成	障がい者福祉係	助成額を差し引いたタクシー運賃は自己負担
⑥移動支援事業(車両移動支援)	障がい者の団体	福祉バスの貸し出し(1団体1年度につき2回まで)	障がい者福祉係	運転手の宿泊費等負担あり
⑦町広報紙等音声化事業	障がいにより紙面を見るのが困難、または文字を読むのが困難な方	町広報及び町議会広報の内容を音読し、それを録音したCDを利用者へ提供	障がい者福祉係	無料
⑧自動車改造助成事業	自ら所有し、運転する自動車の操向装置・駆動装置等を改造することにより、社会参加が見込まれる障がい者	自ら所有し運転する自動車の操向装置・駆動装置等の改造費用に対する助成	障がい者福祉係	改造にかかる費用から10万円を差し引いた費用は自己負担 ※所得制限あり

⑨障がい者マーク等配布事業 (ヘルプマーク・ヘルプカード)	障がいや病気、妊娠等により周囲からの配慮や支援を必要とする方	ヘルプマークやヘルプカードを希望者へ配布(身に着けたり持ち歩くことで、周囲がそれに気づき、必要時対象者を支援)	障がい者福祉係	無料
⑩障がい者レクリエーション活動等支援事業	障がい者が参加するレクリエーション活動等を実施する事業者	障がい者が参加するスポーツ教室・大会、レクリエーション活動等の費用を一部助成(障がい者等の健康増進や社会参加を支援)	障がい者福祉係	補助対象とする事業要件あり
⑪障がい者日中一時支援事業	○保護者が八雲町に居住する障がい児 ○障がい者(障害支援区分4~6)	家族の就労支援や一時的休息等のため、障がい児や障がい者の日中活動の場を提供※利用施設:障がい児通所事業所(障がい児)短期入所事業所(障がい者)	障がい者福祉係	利用料等自己負担あり
⑫理解促進研修・啓発事業	八雲町民	支援を必要な方が自分らしく地域で生活するため、障がい者等の理解を深めるための講演会等を開催	障がい者福祉係	無料
⑬成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で、日常生活を営むのに支障がある知的障がい者又は精神障がい者※生活保護受給者及び生活保護に準ずるものに限る	審判請求申し立てに係る費用、後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	障がい者福祉係	申し立て費用は徴収する場合あり

【8. 保健事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申し込み先	利用負担等
①地区健康教室・健康相談	生活習慣改善に関心のある方、改善の必要のある方	健康教室 各地区巡回 講話、調理実習、実技等	健康推進係	実費徴収あり
②健康相談事業	希望者(団体からの要望可)	血圧測定、保健・栄養相談	健康推進係	無料
③基本健診(特定健診)	町民ドック…40歳以上 住民健診…高校生を除く15歳以上の町民で、社会保険等被保険者でない方	1) 町民ドック 8月、9月 2) 八雲住民健診 6・7・9・2月	健康推進係	1) 2,000円 2) 無料 ※社会保険等被扶養者は保険の種類による

④後期高齢者健診	75歳以上の後期高齢者 (北海道後期高齢者医療広 域連合からの受託事業)	1) 町民ドック 8月、9月 2) 八雲住民健診 6・7・9・2月	健康推進係	1) 2,000円 2) 無料
⑤各種がん検診	①胃がん検診：35歳以上 ②大腸がん検診：35歳以上 ③子宮頸部がん・体部がん検 診：20歳以上 ④乳がん検診：原則40歳以 上 ⑤肺がん検診：40歳以上 ⑥ピロリ菌検診：40歳以上 ⑦肝炎ウイルス検診：40歳 以上 ※クーポン事業 受診率向上のため「子宮頸 がん」(21歳)・「乳がん」 (41歳)・に無料クーポ ン券を配布	①胃がん健診バリウム によるレントゲン検査 ②大腸がん検診、便潜 血検査 ③子宮頸部がん検診・ 体部がん検診(細胞診) ④乳がん検診・マンモ グラフィ検査 ※個別健診(子宮・乳 がん) 4月～3月 ⑤肺がん検診 ・町民ドック、住民検 診時 ⑥ピロリ菌検査 ・住民検診時 ⑦肝炎ウイルス検診 ・住民検診時	健康推進係	①1,500円 ②700円 ③頸部2,000円 体部1,000円 ④2,000円 (40～49歳) 1,800円 (50歳以上) ⑤喀痰検査 700円 肺がん検診 500円 ⑥1,000円 ⑦1,000円 ※個別料金は要 問い合わせ
⑥骨粗鬆症検診	30歳以上の女性	乳がん検診に合わせて 実施 シルバープラザ、札幌 がん検診センター	健康推進係	1,000円
⑦簡易脳ドック健 診	41,46,51,56,61,66,71歳 の節目年齢の方 ※脳外科通院中の方、経過観 察の方を除く)	検診内容：MRI(磁 気共鳴)、MRA(磁 気共鳴血管) ○八雲 6～3月 八雲総合病院、新 都市病院	健康推進係	8,000円
⑧高齢者等インフ ルエンザ予防接 種事業	65歳以上 60～64歳の内部障がい者 (手帳1級)他	インフルエンザワク チン注射・10月～2 月	各医療機関	2,000円 (4,200円 を上限)
⑨高齢者等肺炎球 菌予防接種事業	65歳の方 60～64歳の内部障がい者 (手帳1級)他	肺炎球菌ワクチン注 射 4～3月	各医療機関	4,000円 (8,250円 を上限)